

支援制度の概要

1. 対象者

農業水利施設を管理する土地改良区等（市内の土地改良区、農業生産協同組合、及びその他農業水利施設を管理する2名以上で組織する団体）

2. 支援対象

農業水利施設において使用した電気（低圧電力・高圧電力）料金
ただし、国、県及び市が実施する他の事業により支援を受けた電気料金については対象外

3. 対象期間

令和5年10月～令和6年5月請求分（8か月分）

4. 支援金額

低圧電力 電力使用量 × 1.75円/kwh

高圧電力 電力使用量 × 0.90円/kwh

※支援の上限額は75万円です。